

証券コード 7092  
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目12番1号  
パークウエスト6F  
株式会社Fast Fitness Japan  
代表取締役社長 土屋 敦之

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年6月22日（水曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームG・H
3. 会議の目的事項
  - ◆報告事項
    1. 第12期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第12期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

◆決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以上

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://fastfitnessjapan.jp/ir/meeting/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://fastfitnessjapan.jp/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)

### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後7時到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後7時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
  - 反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印
- 第2～5号議案**
- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
  - 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
  - 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

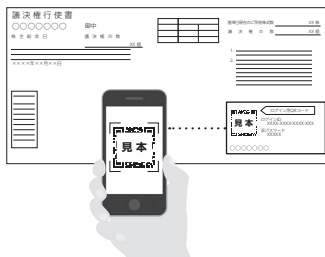
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

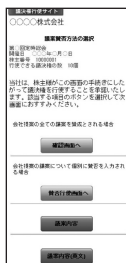
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



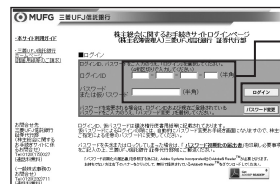
**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

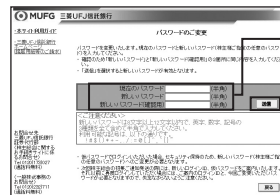
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9:00~午後9:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 株主の皆様のご利便性向上の観点から、単元未満株式を有する単元未満株式の数と併せ、1単元の株式の数となるべき数の株式の売渡しを当社に対し請求できる旨の規定を新設するものがあります。(変更案第9条)

(2) 2021年6月16日付けで施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えております。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ア 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、  
電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

エ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

（4）その他上記の新設・変更に伴い、条数の変更、条文の移設、表現方法及び字句の修正等を行い、定款の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、すでに経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けていることから、定款第12条第2項の効力は本定時株主総会での決議により本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1条～第7条（条文省略）</p> <p>（单元未満株式についての権利）</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>（2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>（3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第1条～第7条（現行条文通り）</p> <p>（单元未満株式についての権利）</p> <p>第8条（現行条文通り）</p> <p>（1）（現行条文通り）</p> <p>（2）（現行条文通り）</p> <p>（3）（現行条文通り）</p> <p>（4） <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>（<u>单元未満株式の買増し</u>）</p> <p><u>第9条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>[現行定款第9条から同第43条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げる]</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="288 198 595 223">第9条～第10条（条文省略）</p> <p data-bbox="178 279 243 305">（招集）</p> <p data-bbox="163 319 737 424">第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p data-bbox="285 598 600 624">第12条～第13条（条文省略）</p> <p data-bbox="163 677 737 745">（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="163 759 737 984">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="418 1117 482 1143">（新設）</p>	<p data-bbox="864 217 1229 243">第10条～第11条（現行条文通り）</p> <p data-bbox="780 306 845 332">（招集）</p> <p data-bbox="765 346 1339 453">第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p data-bbox="765 467 1339 535">2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p data-bbox="887 627 1203 653">第13条～第14条（条文省略）</p> <p data-bbox="1020 827 1084 852">（削除）</p> <p data-bbox="780 987 969 1013">（電子提供措置等）</p> <p data-bbox="765 1026 1339 1134">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="765 1147 1339 1294">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>



現行定款	変更案
<p>第15条～第43条（条文省略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第16条～第44条（現行条文通り）</p> <p>附則</p> <p>第1条（現行条文通り）</p> <p>第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）5名全員（大熊章、土屋敦之、山口博久、宮本明男、松村はるみの5氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会（当社では現在の監査等委員である社外取締役2名が任意の指名・報酬委員会の委員も兼務しております）から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	大熊章 (1936年12月26日生)	1955年4月 株式会社大熊製作所入社 1986年7月 同社 代表取締役社長（現任） 2010年5月 当社取締役 2010年7月 株式会社AFJ Project 取締役 2011年9月 当社代表取締役社長 2011年9月 株式会社AFJ Project 代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役会長 2014年6月 株式会社AFJ Project 代表取締役会長 2014年12月 SAYA PTE Ltd. 代表取締役（現任） 2015年11月 株式会社オーク 代表取締役（現任） 2018年6月 当社取締役会長（現任） 2018年6月 株式会社AFJ Project 取締役会長（現任）	1,991,300株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      これまでの経営経験や投資経験を活かして、創業当初より当社に出資を行い、当社の設立に貢献しております。2011年9月からは当社代表取締役に就任、2018年6月からは当社取締役会長に就任し、当社設立後も取締役として当社の成長に貢献した実績から、当社が持続的企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	つちやあつゆき 土屋敦之 (1967年11月11日生)	1991年4月 野村不動産株式会社入社 2010年5月 当社取締役 2010年7月 株式会社AFJ Project 取締役 2012年6月 当社代表取締役副社長 2012年6月 株式会社AFJ Project 代表取締役副社長 2017年6月 当社代表取締役社長 営業本部長 2017年6月 株式会社AFJ Project 代表取締役社長 (現任) 2018年6月 当社代表取締役社長 (現任)	418,900株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 野村不動産株式会社のフィットネスクラブ運営子会社にて執行役員を務めた後、創業メンバーとして当社取締役に就任し、短期間で店舗数を拡大して業績を向上させました。2017年6月からは当社代表取締役に就任し、強いリーダーシップを発揮して当社の急成長に貢献した実績から、当社が持続的企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断しております。</p>			
3	まつざわかずてる 松沢一輝 (1969年7月19日生)	1992年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社 2014年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 営業本部 営業戦略部 店舗計画 部長 2018年4月 株式会社岩田屋三越 営業本部 営業推進部 部長 2019年10月 当社企画本部 本部長兼事業企画部長 2020年1月 当社AFJ Project本部 本部長 2021年1月 当社営業本部 本部長兼店舗開発部長 2022年1月 当社ブランドマネジメント本部 本部長 2022年5月 当社AFJ Project本部 本部長 (現任)	—
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 株式会社三越伊勢丹ホールディングスにて、店舗運営や店舗計画等を担当した後、2019年10月に当社に入社し、企画本部本部長、営業本部本部長等を歴任しました。2022年5月からは、直営店を管轄するAFJ Project本部本部長として強いリーダーシップを発揮しており、当社が持続的な企業価値の向上をめざすにあたり適切な人材であると判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	みやもと あさお 宮本明男 (1957年1月13日生)	1979年3月 プライスウォーターハウス会計事務所 (現PwCあらた有限責任監査法人) 入所 1995年7月 PwC税理士法人 税務パートナー 移転価格部部門長 2017年7月 宮本明男公認会計士事務所 事務所 代表 (現任) 2019年2月 株式会社 global bridge Holdings (現AIAIグループ株式会社) 社外監査役 2019年6月 当社取締役 (現任) 2019年6月 株式会社AFJ Project 取締役 (現任)	1,240株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>公認会計士並びに税理士としての長年の業務経験における専門的な知識と経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。今後も、当社の経営に対し適切な監督や有益な助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、PwC税理士法人との顧問契約に基づく取引を通じて、宮本明男氏は直接当社に関与したことはなく、退任からも相応の時間が経過しています。相互の依存関係にはなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	まつむら 松村はるみ (1954年3月25日生)	1976年4月 株式会社西武百貨店 (現株式会社そごう・西武) 入社 2004年6月 株式会社アンリ・シャルパンティエ (現株式会社シュゼット) 代表取締役 2008年7月 株式会社ロック・フィールド 取締役 2011年7月 株式会社住生活グループ (現株式会社LIXIL) 上席執行役員 広報・宣伝・環境戦略担当 株式会社LIXIL 上席執行役員 広報・宣伝担当兼CSR・環境戦略担当 株式会社LIXILグループ (現株式会社LIXIL) 2013年6月 執行役専務 広報・CSR・環境戦略担当兼 コーポレートコミュニケーション部長 株式会社LIXIL 取締役専務執行役員 広報・CSR・環境戦略担当 2016年11月 株式会社LIXILグループ (現株式会社LIXIL) 執行役専務 人事・総務担当兼 住宅・サービス事業担当 株式会社LIXIL 取締役専務役員CHRO兼 CRE本部管掌 2019年7月 株式会社ロック・フィールド 取締役 (現任) 2021年6月 当社取締役 (現任) 2021年6月 株式会社AFJ Project 取締役 (現任)	480株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>                      企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。引き続き、業務執行の監督機能強化への貢献及びダイバーシティの観点からの助言・提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
 2. 宮本明男氏と松村はるみ氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、取締役候補者宮本明男氏及び松村はるみ氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
 4. 宮本明男氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年です。  
 5. 松村はるみ氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年です。  
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社の監査等委員である取締役3名（高嶋淳、中島彰彦、田邊るみ子の3氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に際しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	野 副 慎 一 (1969年5月7日生)	1994年4月 富士ゼロックスシステムサービス株式会社入社 2011年4月 滑川軽銅株式会社入社 2016年7月 当社人事部長兼内部監査室長 2018年9月 当社内部監査室長（現任）	—
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2016年7月に当社に入社後、内部監査室長としての経験と実績を築きながら、当社のガバナンス体制の強化に貢献してまいりました。監査等委員会からの信頼も厚く、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		
2	中 島 彰 彦 (1954年7月7日生)	1991年4月 弁護士（東京弁護士会）登録 1991年4月 浅見昭一法律事務所 1996年1月 つばさ法律事務所 2008年4月 やざわ法律事務所 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年6月 株式会社AFJ Project 監査役（現任） 2019年9月 弁護士法人高橋裕次郎法律事務所（現任）	800株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 弁護士として有する専門的な知識と経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行しているためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p>た<sup>な</sup>ば<sup>な</sup> 田 邊 るみ子 (1969年12月5日生)</p>	<p>1992年4月 朝日親和会計社（現あずさ監査法人）入所 1995年4月 公認会計士登録 2004年12月 アメリカンホーム保険会社 経理財務部長 2006年3月 株式会社ファーストリテイリング グループ連結経理チームリーダー 2014年10月 HOYA株式会社 財務部長 2018年6月 セイコーオプティカルプロダクツ株式会社 監査役 2018年6月 セイコーアイウェア株式会社 監査役 2018年7月 HOYAビジョンケアカンパニー グローバル本部ファイナンス シニアマネージャー 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2020年6月 株式会社AFJ Project 監査役（現任） 2020年7月 田邊公認会計士事務所（現任） 2020年8月 LENDY債権回収株式会 社（クレジットエンジン・グループ社子会社） 社外監査役（現任） 2020年9月 テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役（現任） 2020年10月 クレジットエンジン・グループ株式会社 社外監査役（現任）</p>	643株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 公認会計士としての長年にわたる監査法人及び民間企業における監査経験、財務及び会計に関する専門的な知識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいているためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 中島彰彦氏と田邊るみ子氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、取締役候補者中島彰彦氏及び田邊るみ子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
4. 中島彰彦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年です。  
5. 田邊るみ子の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年です。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考) 当社取締役会のスキルマトリックス (2022年6月23日 (木) 以降の予定)

	取締役氏名	在任期間	年齢	性別	独立社外	指名報酬委員会	企業経営・経営戦略	財務・会計	ブランディング・マーケティング	人事・人材育成	渉外・法務・リスクマネジメント	サステナビリティ・ESG	資格
取締役	大熊 章 (重任)	12年	85	男性		●	●				●		
	土屋 敦之 (重任)	12年	54	男性		●	●		●	●	●	●	
	松沢 一輝 (新任)	—	52	男性			●		●	●			
	宮本 明男 (重任)	3年	65	男性	●	●		●			●		公認会計士
	松村 はるみ (重任)	1年	68	女性	●		●		●	●		●	
監査等委員である取締役	野副 慎一 (新任)	—	53	男性				●		●	●		
	中島 彰彦 (重任)	4年	67	男性	●	●					●	●	弁護士
	田邊 るみ子 (重任)	2年	52	女性	●	●		●			●		公認会計士
	井村 牧 (重任)	1年	62	女性	●		●		●	●	●	●	

(注) 上記の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が原案どおり、ご承認いただいた場合を前提に作成しております。



## <株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）5名は、本定時株主総会終結の時をもって、全員が任期満了により退任するため、下記（1）から（6）までの取締役候補者記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いします。

- (1) 大熊 章（おおくま あきら）
- (2) 土屋 敦之（つちや あつゆき）
- (3) 高嶋 淳（たかしま じゅん）
- (4) 松村 はるみ（まつむら はるみ）
- (5) 植平 光彦（うえひら みつひこ）
- (6) 山部 清明（やまべ きよあき）

各候補者の生年月日、その有する当社の株式の数、略歴、当社における地位・担当、重要な兼職の状況については、別表のとおりです。

大熊氏、高嶋氏、植平氏および山部氏の各候補者からは、選任された場合の就任について承諾を得ていますが、土屋氏および松村氏の各候補者からは、選任された場合の就任について承諾を得ていません。

いずれの候補者と当社との間にも特別の利害関係はありません。大熊氏、土屋氏および松村氏は、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く）であります。土屋氏は代表取締役の地位にあります。松村氏の社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年です。

高嶋氏は、現任の監査等委員である取締役です。松村氏、植平氏および山部氏の各候補者は、社外取締役候補者です。当社は、松村氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

本議案提案の理由は、当社経営の透明性を確保し、コーポレートガバナンスを一層強化するため新任の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任を提案するものであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	おお くま あきら 大 熊 章 (1936年12月26日生)	1955年 4 月 株式会社大熊製作所入社 1986年 7 月 同社 代表取締役社長 (現任) 2010年 5 月 当社取締役 2010年 7 月 株式会社AFJ Project 取締役 2011年 9 月 当社代表取締役社長 2011年 9 月 株式会社AFJ Project 代表取締役社長 2014年 6 月 当社代表取締役会長 2014年 6 月 株式会社AFJ Project 代表取締役会長 2014年12月 SAYA PTE Ltd. 代表取締役 (現任) 2015年11月 株式会社オーク 代表取締役 (現任) 2018年 6 月 当社取締役会長 (現任) 2018年 6 月 株式会社AFJ Project 取締役会長 (現任)	1,991,300株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            これまでの経営経験や投資経験を活かして、創業当初より当社に出資を行い、当社の設立に貢献しております。2011年9月からは当社代表取締役に就任、2018年6月からは当社取締役会長に就任し、当社設立後も取締役として当社の成長に貢献した実績から、当社が持続的企業価値の向上をめざすにあたり必要な人材であると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	つちやあつゆき 土屋敦之 (1967年11月11日生)	1991年 4月 野村不動産株式会社入社 2010年 5月 当社取締役 2010年 7月 株式会社AFJ Project 取締役 2012年 6月 当社代表取締役副社長 2012年 6月 株式会社AFJ Project 代表取締役副社長 2017年 6月 当社代表取締役社長 営業本部長 2017年 6月 株式会社AFJ Project 代表取締役社長 (現任) 2018年 6月 当社代表取締役社長 (現任)	418,900株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 野村不動産株式会社のフィットネスクラブ運営子会社にて執行役員を務めた後、創業メンバーとして当社取締役に就任し、短期間で店舗数を拡大して業績を向上させました。2017年6月からは当社代表取締役に就任し、強いリーダーシップを発揮して当社の急成長に貢献した実績から、当社が持続的企業価値の向上をめざすにあたり必要な人材であると判断しております。</p>			
3	たかしまじゅん 高嶋淳 (1963年11月23日生)	1987年 4月 株式会社村田製作所入社 2011年 4月 株式会社大熊製作所 総務部長 2012年 2月 当社取締役 2012年 6月 当社取締役管理本部長 2012年 6月 株式会社AFJ Project 取締役管理本部長 2015年 6月 当社取締役 2015年 6月 株式会社AFJ Project 取締役 2016年 6月 当社監査役 2016年 6月 株式会社AFJ Project 監査役 (現任) 2018年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	426,480株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の取締役管理本部長として経営に携わった経験があり、当社グループの経営及び事業全般に精通しております。かかる経験および知見に基づき、現在は、常勤監査等委員として、取締役会等において積極的に意見を述べるとともに、その職務も適切に果たしていることから、今後はガバナンス面の一層の充実を図るため取締役 (監査等委員である取締役を除く) の候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	まつむら 松村 はるみ (1954年3月25日生)	1976年4月 株式会社西武百貨店 (現株式会社そごう・西武) 入社 2004年6月 株式会社アンリ・シャルパンティエ (現株式会社シュゼット) 代表取締役 2008年7月 株式会社ロック・フィールド取締役 2011年7月 株式会社住生活グループ (現株式会社LIXIL) 上席執行役員 広報・宣伝・環境戦略担当 株式会社LIXIL上席執行役員 広報・宣伝担当兼CSR・環境戦略担当 2013年6月 株式会社LIXILグループ (現株式会社LIXIL) 執行役専務 広報・CSR・環境戦略担当兼 コーポレートコミュニケーション部長 株式会社LIXIL 取締役専務執行役員 広報・CSR・環境戦略担当 2016年11月 株式会社LIXILグループ (現株式会社LIXIL) 執行役専務 人事・総務担当兼 住宅・サービス事業担当 株式会社LIXIL取締役専務役員CHRO兼 CRE本部管掌 2019年7月 株式会社ロック・フィールド 取締役 (現任) 2021年6月 当社取締役 (現任) 2021年6月 株式会社AFJ Project 取締役 (現任)	480株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>  企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行の監督機能強化への貢献及びダイバーシティの観点からの助言・提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	植 平 光 彦 うえ ひら みつ ひこ (1956年2月19日生)	1979年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社 2012年 6 月 東京海上ホールディングス株式会社 執行役員国内事業企画部長 2013年 6 月 株式会社かんぽ生命保険 常務執行役 2017年 6 月 同社取締役兼代表執行役社長	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 東京海上火災保険株式会社およびかんぽ生命において要職を歴任しており、営業部門、企画部門での長年の経験、経営者としても豊富な経験を持っていることから当社にとって有益な知見を社外取締役の立場から提供してくれる人材と判断しております。</p>			
6	山 部 清 明 やま べ きよ あき (1960年10月10日生)	1984年 4 月 日本ロシュ株式会社入社 1999年11月 ファーストリテイリング株式会社入社 2000年 4 月 ファーストリテイリング(U.K.)リミテッド代表 2004年 8 月 コダック株式会社 常務取締役ヘルス事業部長 2007年 5 月 ケアストリーム ヘルス株式会社 代表取締役社長 2008年 5 月 CSLベ어링株式会社代表取締役社長 2017年 6 月 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund) Chief Operating Officer兼Acting CEO	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 数々の企業において要職を歴任し、特に外資系企業での経営経験が豊富なことから、当社にとって視野の広い有用な知見を提供してくれる人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

## <当社取締役会の意見>

取締役会としては、本議案に反対いたします。

## <反対の理由>

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名報酬委員会を設置しております。2022年6月開催予定の第12回定時株主総会に当社が上程する取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の選定につきましても、本件株主提案書面受領以前の2022年4月13日の指名報酬委員会において候補者案を決定し、それを受けて2022年4月14日の取締役会において一旦決定しております。そして、本件株主提案書面受領後、2022年5月13日に指名報酬委員会を開催し、改めて候補者案を検討した結果、指名報酬委員会が従前決定していた候補者のうち、選任辞退の申し出のあった1名を除く4名については、過半数の賛成をもって変更の必要なしと判断し、選任辞退のあった1名に代わる候補者1名を新たに選任しております。また、併せて本株主提案にかかる候補者のうち、当社が上程する取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者に含まれていない候補者については選任しないとの決定をしております。それを受けて、2022年5月23日開催の取締役会において、指名報酬委員会が決定した候補者案を、当社が株主総会に提案する取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者として別表のとおり最終決定しております。

当社が提案する取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、4名が現任取締役の重任、1名が新任となっておりますが、いずれの取締役候補者も当社取締役として必要な判断力・専門性・知識を有していると判断しております。また、監査等委員である取締役4名のうち3名は独立役員である社外取締役（独立社外取締役）であり、独立社外取締役の数が取締役の総数に占める割合は過半数となっております。当社取締役会は、このように指名報酬委員会の決定を踏まえて当社が提案する取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者及び監査等委員である取締役から構成される取締役会が、当社の企業価値の持続的な向上、すなわち、本株主提案を行った株主をも含むすべての株主の皆様の利益につながると考えております。

他方、仮に本株主提案が可決される事態となれば、当社のコーポレート・ガバナンス体制は機能不全となり、株主の皆様には多大な損失を与えかねないと懸念しております。すなわち、当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を確保するために指名報酬

委員会を設置しているところ、本株主提案の提案株主らは、当社の現任の取締役である（株式会社オークは法人格を有していますが、代表者は大熊章氏です）にもかかわらず、指名報酬委員会及びそれを受けた取締役会の決定を反故とし、株主としての権利行使によって自身が希望する候補者を選任させようとするものです。取締役は、全ての株主の皆様の利益を最大化することが責務であります。本株主提案の提案株主らは、取締役としての責務を放棄していると言わざるを得ません。自らもコーポレート・ガバナンスの充実のためとしてその設置に賛同していた指名報酬委員会について、後になって、指名報酬委員会による公平、透明かつ客観的なプロセスを経た判断と矛盾する挙動をとり、さらに、自らが取締役として関与した取締役会の決定を株主としての力で覆すことが認められるならば、当社の取締役会や指名報酬委員会は完全に形骸化し、上場企業としてあるまじきガバナンス不全に陥ります。

当社指名報酬委員会は、高嶋淳氏について、議題②の理由にて述べるように、これまで監査等委員である取締役としての責務に反する行動が垣間見られたことに加え、その適正性についても不十分と疑われることから、業務執行を担う取締役の候補者としても不適任であると判断しております。また、本株主提案は、現任の指名報酬委員会を構成する社外取締役全員を排除したとも受けとれる提案となっております。そして、本株主提案が大熊章氏及び株式会社オークからもなされた経緯には、議題②の理由にて述べるように、高嶋淳氏の影響があった懸念があります。このように、本株主提案は、それがなされた経緯に照らしても不当と言わざるを得ません。

当社は、代表取締役社長である土屋敦之氏が、2017年6月に社長に就任して以降、成長を加速させてまいりました。当社は、日本における24時間マシンジム特化型フィットネスジムのパイオニア及び業界シェアNo.1の企業として、この2022年3月には1,000店舗を突破する等、高成長と高収益を伴った実績を残しておりますが、これは土屋敦之氏が社長としてこれまで構築してきたFCオーナー及びエニタイムフィットネスのマスターフランチャイザーである米国AnytimeFitness, LLCとの強い信頼関係に裏打ちされた強力なリーダーシップに基づくものです。

当社は、当然のことながら、土屋敦之氏より、当社が提案する取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者として選任された場合の就任について承諾を得ております。しかし他方で、本株主提案において、土屋敦之氏も取締役候補者として選任されておりますが、同氏からは本株主提案に基づき選任された場合の就任について承諾を得ておらず、提案株主は土屋敦之氏の就任の有無にかかわらず、本株主提案を可決させようとする意図があるものと推察されます。

上記のようにエニタイムフィットネスのビジネスを急速に拡大させてきた土屋敦之氏が引き続きその手腕を十分に発揮出来るためには、取締役会のガバナンス機能が正常に機能することが必要不可欠です。当社は、プライム市場上場企業として、コーポレートガバナンス・コードを遵守した正当かつ公平な手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を含む）候補者を選任しております。そのような候補者によって構成された取締役会こそが、正常なガバナンス機能を発揮し、持続的な成長、企業価値のさらなる向上、そして株主への利益還元を実現できるものと考えております。

なお、本株主提案において取締役候補者として記載されております松村はるみ氏からは、当社提案により選任された場合については就任の承諾を得ていますが、本株主提案により選任された場合の就任については、辞退する方向である旨の見解を伺っております。



## 第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任の監査等委員である取締役4名のうち、井村牧氏を除く3名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任するため、下記(1)および(2)候補者記載のとおり、監査等委員である取締役2名の選任をお願いします。

(1) 井上 直樹 (いのうえ なおき)

(2) 杉田 就 (すぎた しゅう)

各候補者の生年月日、その有する当社の株式の数、略歴、当社における地位・担当、重要な兼職の状況については、別紙のとおりです。

杉田氏からは、選任された場合の就任について承諾を得ていますが、井上氏からは選任された場合の就任について承諾を得ていません。

いずれの候補者と当社との間にも特別の利害関係はありません。

井上氏は、現在当社管理本部長であります。

杉田氏は、社外取締役候補者です。

本議案提案の理由は、当社経営の透明性を確保し、監査等委員である取締役による監査機能を一層強化するため新任の監査等委員である取締役2名の選任を提案するものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	井上直樹 (1962年9月2日生)	1987年4月 キリンビール株式会社入社 1993年9月 スタンフォード大学経営大学院MBAコース修了 2005年8月 モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社入社 2012年3月 株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン 取締役 2013年3月 株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン 代表取締役 2016年7月 ユーエスマート株式会社取締役CFO 2019年6月 ユーエスマート株式会社代表取締役 2021年4月 当社管理本部長 (現任)	—
<p><b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b>          当社の管理本部長として当社グループの経営および事業全般に精通しております。また、これまでの長年にわたる経営経験および知見に加え、米国公認会計士 (CPA) 試験にも合格しており会計知識も豊富であることから、取締役監査等委員候補者いたしました。</p>			
2	杉田 就 (1952年2月26日生)	1976年 最高裁判所司法研修所終了・検事任官(28期) 1976 - 1983年 大阪、那覇、神戸、静岡各地検検事 1983年 法務省法務総合研究所教官 1987年 東京地方検察庁検事 1991年 名古屋地方検察庁検事 1992年 日本・アイ・ビー・エム株式会社入社 法務・知的財産担当 2010年 日本・アイ・ビー・エム株式会社 取締役執行役員 法務・知的財産・コンプライアンス担当 2013年 牛島総合法律事務所 (オブカウンセル) 2017年 名取法律事務所 (現ITN法律事務所) シニアパートナー	—
<p><b>【社外取締役監査等委員候補者とした理由および期待される役割の概要】</b>          検事・弁護士としての豊富な経験と専門的知見の他、大手システム会社において長年法務、知財管理、コンプライアンスの担当も務められており、民間企業の経営実態にも精通しております。中立的かつ客観的な立場から当社の経営の監視・監督を行っていただきたく、同氏を社外取締役監査等委員候補者いたしました。</p>			

## ＜当社取締役会の意見＞

取締役会としては、本議案に反対いたします。

## ＜反対の理由＞

第4号議案に対する反対理由に記載のとおり、2022年6月開催予定の第12回定時株主総会に当社が上程する監査等委員である取締役の候補者の選定につきましても、本件株主提案書面受領以前の2022年4月13日の指名報酬委員会において候補者案を決定し、それを受けて2022年4月14日開催の取締役会において別表のとおり決定しております。また、2022年5月23日開催の取締役会において、本株主提案にかかる候補者は選任しないとの決定をしております。当社が提案する監査等委員である取締役の候補者は、現任の監査等委員である取締役4名のうち、任期満了となる3名について2名のみ重任とし、1名は新任としておりますが、いずれの候補者も当社の監査等委員である取締役として必要な判断力・専門性・知識を有していると判断しております。残る現任監査等委員である取締役の高嶋淳氏につきましては、指名報酬委員会の過半数の反対により、重任を否決しております。主な反対理由は以下のとおりです。

## ＜当社指名報酬委員会による高嶋氏の重任反対理由＞

コーポレート・ガバナンスにおいて、監査等委員である取締役の責務は、業務執行を担う取締役の職務を監督することです。当社において業務執行を担う取締役は3名おりますが、その中でも、当社の創業者であり、直接又は間接に当社の過半数の株式を保有している大熊章氏は最も大きな影響力を有することから、当社の監査等委員である取締役は、大熊章氏の職務を監督することが重要かつ基本的な責務の一つとなります。

ところが、高嶋淳氏は、大熊章氏を監督するどころか、大熊章氏の利益を代弁又は擁護する言動が見受けられます。もともと、高嶋淳氏は、当社に入社する前、大熊章氏が代表者である株式会社大熊製作所の総務部長を務めておりました。2016年6月に当社の監査役（2018年6月からは監査等委員である取締役）に就任する際には、大熊章氏からの独立性を担保するため、株式会社大熊製作所との関与は控えることが前提とされておりました。しかし、高嶋淳氏は、監査役及び監査等委員である取締役に就任した後も、頻繁に株式会社大熊製作所に通う等、同社への無償の役務提供があったと疑われかねない不用意な行動が確認されており、大熊章氏からの独立性が確保されているとは必ずしも言えない状態です。それどころか、高嶋淳氏の大熊製作所への頻繁

な往来により、支配株主である大熊章氏は、取締役会への出席から得られる情報以外は、当社に関する情報を主として高嶋淳氏から得ているに近い状態となっており、本株主提案がなされたことも含め、そのような高嶋淳氏の行動が大熊章氏の判断に大きな影響を与えている可能性があると懸念しております。

かかる行為及び状態は、ヘルシアプレイスを標榜する当社の「監査等委員である取締役」の行為として極めて不健全であると判断しております。

当社は2020年12月に東証マザーズ市場に上場後、2021年12月には東証市場第1部に市場変更を行い、2022年4月からは東証プライム市場に移行しております。その過程において、プライム市場上場企業に求められるコーポレートガバナンス・コードを推進・強化し、経営の透明性を確保すべく、指名報酬委員会の設置や社外取締役の過半数の選任等の取り組みを実施してきております。今回、指名報酬委員会において、高嶋淳氏を除く形で監査等委員である取締役の候補者が選任されたことは、そのガバナンス機能が十分に発揮された結果といえます。

しかし、今回、あたかもそのガバナンス機能を否定するかのようになり、社外取締役のうち、指名報酬委員会の構成員となっている社外取締役3名のみが取締役（監査等委員である取締役を含む）候補者から除かれた候補者案が株主提案として提出されたことで、当社のコーポレート・ガバナンスは有名無実化されようとしています。これは、当社指名報酬委員会の懸念が現実のものとなったことを示す行為であると受け止めざるを得ません。株主の皆様をはじめ当社ステークホルダーを大いに混乱させ、また多大なご迷惑をおかけする事態であり、大変遺憾であります。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が断続的に発令され、社会・経済活動が影響を受けたことにより、国内消費は伸び悩んだものの、2021年10月の緊急事態宣言解除以降、一部持ち直しの動きも見られました。しかしながら、年明け以降、オミクロン株など変異株の発生によりまん延防止等重点措置が再発令され、ウクライナ情勢等の地政学リスクの高まりに伴いエネルギー価格が上昇する等、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを含むフィットネスジム業界におきましては、新しい生活様式の実践が進み、テレワークの定着やプライベート時間の増加を背景に、心身の健康を保つための運動の意義や重要性がさらに注目されております。

当社グループでは、企業理念である「ヘルシアプレイスをすべての人々へ！」を「With コロナの時代」にも実現することを目指し、当期においては、このコロナ禍だからこそ運動を続けることの重要性を提案するために、「いまこそ運動をつづけよう」というメッセージを発信してまいりました。さらに2022年1月からは、会員の皆様とともにエニタイムフィットネス自らもアップデートし変化することで、明るく次のステージに向けて前進し、より良いジムへと成長していくという決意を込め、「Update YOURSELF さあ、自分をアップデートしよう。」という新たなメッセージを発信し、「安全」「安心」「清潔」「快適」な店舗クオリティの維持・改善・向上に努めつつ、会員満足度の向上や新規会員の獲得を着実に推進しております。

このような経営環境の中、当社グループは、新規FC加盟店の募集を加速させるなど積極的な新規出店に努め、2022年3月31日の4店舗同時グランドオープンにより、2010年10月の第1号店の出店からわずか11年半で店舗数1,000店舗を達成しました。これらの活動により、2022年3月末時点の店舗数及び会員数は以下のとおりとなりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 1. エニタイムフィットネス店舗数

	前連結会計年度末 (2021年3月31日)	当連結会計年度		当連結会計年度末 (2022年3月31日)
		出店数	退店数	
店舗数合計	※ 907	100	4	1,002
内、直営店舗数	※ 151	15	0	165
FC店舗数	756	85	4	837

※ 2021年3月31日付で退店した店舗1店舗を含んでおります。

## 2. エニタイムフィットネス会員数

	前連結会計年度末 (2021年3月31日)	当連結会計年度 第2四半期末 (2021年9月30日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)	増減率
会員数合計	56.5万人	62.2万人	64.5万人	14.1%
内、直営店会員数	8.9万人	9.5万人	9.9万人	11.1%
FC店会員数	47.6万人	52.6万人	54.6万人	14.6%

以上の結果、当事業年度の連結売上高は13,097,200千円（前年同期比17.3%増）、営業利益は2,945,599千円（同28.4%増）、経常利益は2,943,861千円（同30.5%増）となりました。また、第4四半期におきまして、新型コロナウイルスの影響等により業績改善までの期間の長期化が見込まれる8店舗に関する減損損失237,305千円を計上したこと等により、特別損失253,371千円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は1,702,185千円（同84.9%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は1,496,201千円となりました。これは主に、新規出店投資に伴う建物及び構築物や工具、器具及び備品の取得等によるものであります。なお、設備投資の中には新規出店に伴い賃貸人に差し入れた敷金及び保証金121,540千円が含まれます。

## (3) 資金調達の状況

設備投資に必要な資金を安定的に確保するため、当社子会社が借入金6,124,929千円を金融機関へ返済し、当社が新たに金融機関から借入金5,552,000千円を調達しました。なお、当社は、当該借換以外に借入金400,000千円を新たに調達しました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、「ヘルシアプレイスをすべての人々へ!」という企業理念を掲げ、ヘルシアプレイスを一人でも多くの方へ届けることを経営方針としております。

また、「フィットネス習慣を拡大させることで健康寿命を延ばし、豊かな社会を創る」というパーパスのもと、2022年5月に策定しました2025年3月期を最終年度とする中期経営計画達成に向け、主に3つの施策に取り組んでまいります。

### ① 新規出店による事業規模の更なる拡大

当社グループは企業理念の実現のため、何より継続的なエニタイムフィットネスの出店が最重要課題であります。年間100店舗以上の出店規模を目指し、持続的に成長するとともに、コロナ以前の成長軌道へと回復させることを目指してまいります。

### ② 既存店舗の会員数回復

アフターコロナのライフスタイルも見据えながら、コロナ前の会員数水準への回復をめざし、新規会員を獲得するための施策を講じてまいります。

会員数が回復することで、FCオーナー様の事業環境も回復し、そして出店意欲も増していくという好循環を生み出すためにも、店舗数の拡大とともに既存店の会員数の拡大が重要であると考えております。そのため、新規会員獲得の取組みとして、既にタレントを起用した紹介キャンペーンなどを実施しており、さらなる会員数の回復に努めてまいります。

### ③ 店舗における新たな収益源の創出

会員数の回復を目指すと同時に、回復の遅れも見据えた事業運営も必要であると認識しております。店舗網や会員様といった当社が保有する資産を活用し、会費収入に留まることなく、新たなサービスを開発し、店舗売上の底上げを図ってまいります。

これら施策の遂行のため、2022年2月より海外のエニタイムフィットネスで広く使われている会員管理システムへのアップデートを開始しております。このシステムのグローバル化により、将来的には、海外でも使用されているコーチングアプリ等の利用が可能となるなど、会員の皆様の利便性向上を目指してまいります。



これら3つの重点施策に取り組むとともに、当社グループは、企業理念である「ヘルシアプレイスをすべての人々へ！」の実現のため、より一層強固な経営基盤の確立に向け、E S G経営を推進するための3つのマテリアリティ（重要課題）として、1)「日本の健康を創る先進企業へ」、2)「地域の健康・安全を担うインフラへ」、3)「ヘルシアプレイスの礎」を設定しました。これらE S G経営の課題にも事業活動を通じて取り組むことで、店舗を創るだけでなく、4%台前半と言われている日本のフィットネス参加率を欧米並みの10%台に近づけ、フィットネスを日常的でスタンダードなカルチャーにするため、エニタイムフィットネスがより社会に開かれたフィットネスクラブになることを目指し、社会的価値と経済的価値の創出及び持続可能な社会の実現と企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況

	第9期 (2019年3月期)	第10期 (2020年3月期)	第11期 (2021年3月期)	第12期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	8,024,399	11,333,891	11,163,805	13,097,200
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	928,320	1,627,860	920,598	1,702,185
1株当たり 当期純利益 (円)	64.33	112.81	58.89	91.05
総資産 (千円)	10,746,213	15,624,237	21,093,554	21,429,276
純資産 (千円)	1,718,633	3,318,735	8,128,772	9,662,620
1株当たり 純資産 (円)	119.10	229.99	434.72	516.92

- (注) 1. 当社では、第11期より連結計算書類を作成しております。なお、第9期及び第10期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 当社は、2019年8月29日付で普通株式1株につき500株、2021年4月1日付で普通株式1株につき1.3株、2021年10月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社AFJ Project	145,000千円	100%	フィットネスクラブ運営事業

### ③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	主要な内容
フィットネスクラブ運営事業	当社グループは、24時間営業、マシンジム特化型という特徴を持つフィットネスクラブチェーンである「エニタイムフィットネス」の日本におけるマスター・フランチャイジーとして、フランチャイズシステム全体を運営するとともに、直営店も運営しております。

### (12) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

#### ①当社

本社	東京都新宿区
----	--------

#### ②子会社

本社	東京都新宿区
店舗	東京都、福岡県、愛知県、大阪府、滋賀県、神奈川県、長崎県、岩手県、三重県、宮城県等、計30都府県

### (13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

#### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
217 (460) 名	18 (16) 名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。  
2. 臨時従業員にはアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

#### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
217 (4) 名	18 (2) 名増	33.2歳	3.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。  
2. 臨時従業員にはアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
埼玉りそな銀行	2,100,000千円
三菱UFJ銀行	1,962,188千円
みずほ銀行	1,291,050千円
三井住友銀行	353,325千円
千葉銀行	257,683千円
日本政策金融公庫	236,800千円
武蔵野銀行	71,444千円
商工組合中央金庫	69,442千円
京葉銀行	49,990千円
みなと銀行	40,500千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,705,180株
- (3) 株主数 3,111名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社オーク	7,608,900株	40.67%
大熊章	1,991,300株	10.64%
R M J a p a n , L L C	1,443,000株	7.71%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,121,200株	5.99%
野村信託銀行株式会社（信託口2052248）	702,000株	3.75%
野村信託銀行株式会社（信託口2052249）	702,000株	3.75%
Northern Trust Co. (AVFC) RE HCR00	529,700株	2.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	427,500株	2.28%
高嶋淳	426,480株	2.28%
土屋敦之	418,900株	2.23%

(注) 野村信託銀行株式会社（信託口2052248）の所有株式数702,000株及び野村信託銀行株式会社（信託口2052249）の所有株式数702,000株は、特別利害関係者等（当社の取締役会長の二親等内の血族）である大熊章太氏及び大熊絢子氏がそれぞれ信託契約に基づいて委託者兼受益者として信託したものであり、その議決権は委託者兼受益者の指図により行使されることとなります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役 （監査等委員である取締役を除く）	3,360株	3名
社外取締役 （監査等委員である取締役を除く）	960株	2名
監査等委員である取締役	1,920株	4名

(注) 株式報酬の内容につきましては、40ページの「4. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等の額」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	大熊 章	株式会社大熊製作所代表取締役社長 株式会社AFJ Project取締役会長 株式会社オーク代表取締役 SAYA PTE LTD. 代表取締役
代表取締役社長	土屋 敦之	株式会社AFJ Project代表取締役社長
取締役副社長	山口 博久	管理本部・FC本部及びESG推進室 管掌 株式会社AFJ Project取締役副社長
取締役	宮本 明男	宮本明男公認会計士事務所代表 株式会社AFJ Project取締役
取締役	松村 はるみ	株式会社ロック・フィールド取締役 株式会社AFJ Project取締役
取締役（監査等委員）	高嶋 淳	株式会社AFJ Project監査役
取締役（監査等委員）	中島 彰彦	弁護士法人高橋裕次郎法律事務所 株式会社AFJ Project監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	田邊 るみ子	クレジットエンジン・グループ株式会社社外監査役 LENDY債権回収株式会社（上記子会社）社外監査役 テクノプロ・ホールディングス株式会社社外監査役 田邊公認会計士事務所 株式会社AFJ Project監査役
取締役（監査等委員）	井村 牧	株式会社タナベ経営社外取締役（監査等委員） 株式会社AFJ Project監査役

- (注) 1. 取締役宮本明男氏、松村はるみ氏、及び監査等委員である取締役中島彰彦氏、田邊るみ子氏、井村牧氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役宮本明男氏、松村はるみ氏及び監査等委員である取締役中島彰彦氏、田邊るみ子氏、井村牧氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との十分な連携を図るため、高嶋淳氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 監査等委員である取締役中島彰彦氏は弁護士のため、会社法に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役田邊るみ子氏及び取締役宮本明男氏は公認会計士のため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年4月15日付にて監査等委員である取締役稲垣稔氏は、辞任により退任し、2021年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役森保平氏は任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任に関し、法令の定める額を限度とする旨の契約を、取締役（業務執行取締役等である者を除く）と締結することができる旨を定めておりますが、現時点において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で責任限定契約は締結しておりません。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員である取締役を含む）、管理職従業員、社外派遣役員および退任役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することになる会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の期間は1年間であり、当該契約の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新予定であります。

### (4) 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	124,342	85,124	25,397	13,820	6
	11,320	8,250	—	3,070	2
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	34,224	28,083	—	6,141	5
	17,939	13,333	—	4,605	4
合計	158,567	113,208	25,397	19,962	11
（うち社外取締役）	29,259	21,583	—	7,676	6

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2019年6月28日開催の第9期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、年額250,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬額は、年額70,000千円以内と決定しております。また、金銭報酬とは別枠で2021年6月24日開催の第11回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額50,000千円以内（うち、社外取締役については年額5,000千円以内）及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額10,000千円と設定することについて決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は9名です。
3. 非金銭報酬等の内容は、当社の譲渡制限付株式報酬であります。割当ての際の条件等は、「4. 会社役員に関する事項（5）取締役の報酬等の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、37ページ「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載しております。なお、金額は、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 監査等委員である取締役（社外取締役を除く）の報酬につきましては、2021年4月から6月まで子会社である株式会社AFJ Projectから支給されております。
5. 上記には、2021年6月24日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び当事業年度中に辞任した社外取締役1名を含めております。



## (5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

### ① 役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬等の額の算定方法の決定に関しましては、株主総会決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額及び監査等委員である取締役の報酬額の総枠を決定したうえで、取締役会決議により、役員報酬規程並びに業績連動報酬規程を制定し、役割と役位に応じた報酬額を定める方針としております。

当事業年度においては、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、当該取締役会では、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 役員報酬制度の概要

#### a. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬から構成されており、それぞれの報酬の内容については以下のとおりです。

#### <基本報酬>

取締役の基本報酬は、役位に応じた金額を役員報酬規程にて定めております。

社外取締役の基本報酬は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

#### <業績連動報酬>

取締役の業績連動報酬は、役位に応じた支給基準額に支給率を乗じた金額としており、業績連動報酬規程にて定めております。

社外取締役は、業績連動報酬の対象外としております。

<非金銭報酬>

取締役の非金銭報酬は、年15,000株を上限に取締役会にて決定しております。

社外取締役の非金銭報酬は、年1,500株を上限に取締役会にて決定しております。

支給は、定時株主総会終了後の一定期間内に、その定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までを対象期間とした分を支給しております。なお、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）にて算定しております。

b. 監査等委員である取締役の報酬等について

当社の監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず、固定の基本報酬及び非金銭報酬としており、役員報酬規程にて定めております。

社外取締役の報酬等は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

<基本報酬>

監査等委員である取締役の基本報酬は、役員報酬規程にて定めております。

社外取締役の基本報酬は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

<非金銭報酬>

監査等委員である取締役の非金銭報酬は、年3,000株を上限に取締役会にて決定しております。

支給は、定時株主総会終了後の一定期間内に、その定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までを対象期間とした分を支給しております。なお、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）にて算定しております。

c. 基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合について

総報酬に占める基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合は標準支給ベースで概ね次のとおりとしております。

役員区分	基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	6.5：2.0：1.5
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	6.5：0：3.5
監査等委員である取締役（社外取締役を除く）	7.5：0：2.5
社外取締役（監査等委員である取締役）	6.5：0：3.5

d. 業績連動報酬の仕組みについて

業績連動報酬に係る指標は、連結売上高及び連結営業利益の事業計画及び実績であります。当該指標を選択した理由は、会社の定常的な営業活動を行った結果として得られる収益並びに利益であることから、現在の当社の成績の指標として最適であると判断したためであります。

業績連動報酬の支給額は、各役位別に定められた支給基準額に支給率を乗じた金額となっております。支給率は業績達成率に応じて、70%～150%の範囲で変動します。業績達成率の算定における各指標の目標達成率の評価割合は、連結売上高が40%、連結営業利益が60%であります。

当事業年度における連結売上高は13,097,200千円、また連結営業利益は2,945,599千円でした。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役宮本明男氏の重要な兼職先である宮本明男公認会計士事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役松村はるみ氏の重要な兼職先である株式会社ロック・フィールドと当社の間には、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）中島彰彦氏の重要な兼職先である弁護士法人高橋裕次郎法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）田邊るみ子氏の兼職先である田邊公認会計士事務所及びLENDY債権回収株式会社及びクレジットエンジン・グループ株式会社及びテクノプロ・ホールディングス株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）井村牧氏の兼職先である株式会社タナベ経営と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役宮本明男氏、社外取締役松村はるみ氏、社外取締役（監査等委員）中島彰彦氏、社外取締役（監査等委員）田邊るみ子氏及び社外取締役（監査等委員）井村牧氏の重要な兼職先である株式会社AFJ Projectは、当社の100%子会社であります。

## ②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	宮本 明男	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、これまでに培われた会計士としての豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。
社外取締役	松村 はるみ	社外取締役就任後に開催された取締役会11回に出席し、これまでに培われた企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中島 彰彦	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、これまでに培われた弁護士としての豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	田邊 るみ子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、これまでに培われた会計士及び民間企業における財務管理の豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	井村 牧	社外取締役就任後に開催された取締役会9回に出席し、これまでに培われた企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。 また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会9回に出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,890千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,890千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、内部監査室、総合経理部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の過去の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積り等の算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人PwCあらた有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規則に従って取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従って取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し保存する。人事部及び法務室は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理する。また、取締役及び監査等委員は文書を常時閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は職務権限規程に従って権限の範囲内で職務を執行し、各職務に内包する各リスクについて管理する。

管理本部は内部牽制機能を担う部門として、各部室のリスクを監視し、リスクが高まったと判断した場合は、速やかに取締役及び監査等委員にその内容を報告し対策を講じる。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程に従って効率的な職務の執行を図る。

また、取締役会において、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図る。

- ⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**  
使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行する。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行する。
- ⑥ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
取締役会において、グループ全体における業務の健全性・遵法性・透明性を確保するための意思決定を行うことにより、業務の適正確保を図る。
- ⑦ **監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととする。  
補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ **監査等委員のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ⑨ **取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制**  
監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対し、業務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。取締役及び使用人は、法令及び定款に反することが発生した場合の他、当社業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑩ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**  
監査等委員は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務は負わない。また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができる。



⑪ **監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い、又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑫ **その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。監査等委員は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

⑬ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として拒絶し、会社をあげて毅然とした態度で対応する。また、法務室を法務関連リスクの対応部署として定め、平素から顧問弁護士と連携できる体制を整える。万一、反社会的勢力からの理不尽な要求などの事態が発生した場合は、早い段階で所轄警察署等に相談し、適切な指導を受けながら対応する。

⑭ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、監査法人や税理士等からのレビューを受けつつ、必要な是正措置を講じる。

(2) **体制の運用状況の概要**

内部統制システムの運用上見出された問題点については、都度、是正・改善並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組みを行うことにより、適切な内部統制システムの構築・運用を実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、更なる財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。配当に関する基本方針として、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当し、持続的に成長することで企業価値を高めていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、通期の業績を勘案し1株当たり10円とすることを、当社定款の規定に基づき取締役会において決議いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>11,272,201</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,677,390</b>
現金及び預金	9,457,430	買掛金	126,607
売掛金	1,217,678	1年内返済予定の長期借入金	1,635,680
商品	145,512	未払金	936,088
前払費用	342,275	未払法人税等	545,251
その他	109,304	契約負債	1,923,537
<b>固定資産</b>	<b>10,157,074</b>	賞与引当金	145,847
<b>有形固定資産</b>	<b>7,028,339</b>	役員賞与引当金	26,792
建物及び構築物	7,422,124	その他	337,586
工具、器具及び備品	3,769,906	<b>固定負債</b>	<b>6,089,265</b>
減価償却累計額	△4,167,321	長期借入金	4,808,894
土地	990	資産除去債務	1,045,196
建設仮勘定	2,640	その他	235,174
<b>無形固定資産</b>	<b>173,684</b>		
のれん	92,890	<b>負債合計</b>	<b>11,766,655</b>
ソフトウェア	75,054		
その他	5,740	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,955,050</b>	<b>株主資本</b>	<b>9,662,368</b>
投資有価証券	1,592	資本金	2,173,412
長期前払費用	595,138	資本剰余金	2,112,993
敷金及び保証金	1,305,810	利益剰余金	5,420,166
繰延税金資産	687,537	自己株式	△44,203
長期貸付金	251,492	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>251</b>
その他	113,479	その他有価証券評価差額金	251
<b>資産合計</b>	<b>21,429,276</b>	<b>純資産合計</b>	<b>9,662,620</b>
		<b>負債純資産の部</b>	<b>21,429,276</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,097,200
売上原価		7,587,295
売上総利益		5,509,904
販売費及び一般管理費		2,564,304
営業利益		2,945,599
営業外収益		
受取利息	1,032	
受取配当金	63	
受取手数料	30,631	
受取保険金	33,597	
違約金収入	8,028	
その他	1,961	75,315
営業外費用		
支払利息	41,944	
為替差損	9,804	
株式交付費	116	
支払手数料	24,709	
その他	477	77,053
経常利益		2,943,861
特別利益		
固定資産売却益	219	219
特別損失		
解約違約金	1,350	
固定資産売却損	544	
固定資産除却損	14,171	
減損損失	237,305	253,371
税金等調整前当期純利益		2,690,710
法人税、住民税及び事業税	927,859	
法人税等調整額	60,665	988,524
当期純利益		1,702,185
親会社株主に帰属する当期純利益		1,702,185

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,160,100	2,099,681	3,869,007	—	8,128,789
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）	13,312	13,312			26,624
剰余金の配当			△151,025		△151,025
親会社株主に帰属する当期純利益			1,702,185		1,702,185
自己株式の取得				△44,203	△44,203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	13,312	13,312	1,551,159	△44,203	1,533,579
当期末残高	2,173,412	2,112,993	5,420,166	△44,203	9,662,368

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	△16	△16	8,128,772
当期変動額			
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）			26,624
剰余金の配当			△151,025
親会社株主に帰属する当期純利益			1,702,185
自己株式の取得			△44,203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	267	267	267
当期変動額合計	267	267	1,533,847
当期末残高	251	251	9,662,620

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>11,384,813</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,967,688</b>
現金及び預金	8,592,909	買掛金	126,553
売掛金	638,536	1年内返済予定の長期借入金	1,295,040
商品	125,197	未払金	378,735
貯蔵品	146	未払費用	38,757
前払費用	145,997	未払法人税等	414,724
立替金	84,883	未払消費税等	126,261
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,749,600	前受金	2,991
その他	47,541	契約負債	2,207,969
<b>固定資産</b>	<b>7,621,252</b>	預り金	203,782
<b>有形固定資産</b>	<b>82,543</b>	賞与引当金	145,847
建物及び構築物	74,583	役員賞与引当金	26,792
工具、器具及び備品	123,929	その他	233
減価償却累計額	△116,959	<b>固定負債</b>	<b>4,609,633</b>
土地	990	長期借入金	4,453,198
<b>無形固定資産</b>	<b>30,873</b>	長期未払金	153,462
ソフトウェア	25,133	資産除去債務	2,972
その他	5,740	<b>負債合計</b>	<b>9,577,321</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,507,835</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	1,592	<b>株主資本</b>	<b>9,428,492</b>
長期前払費用	565,979	<b>資本金</b>	<b>2,173,412</b>
敷金及び保証金	33,824	<b>資本剰余金</b>	<b>2,122,963</b>
繰延税金資産	168,270	資本準備金	2,122,963
関係会社長期貸付金	6,374,740	<b>利益剰余金</b>	<b>5,176,319</b>
関係会社株式	249,970	その他利益剰余金	5,176,319
出資金	10	繰越利益剰余金	5,176,319
保険積立金	113,449	<b>自己株式</b>	<b>△44,203</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>251</b>
		その他有価証券評価差額金	251
		<b>純資産合計</b>	<b>9,428,743</b>
<b>資産合計</b>	<b>19,006,065</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,006,065</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,651,030
売上原価		2,401,533
<b>売上総利益</b>		<b>4,249,497</b>
販売費及び一般管理費		1,821,925
<b>営業利益</b>		<b>2,427,571</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	11,506	
受取保険金	26,683	
違約金収入	8,028	
その他	100	46,319
<b>営業外費用</b>		
支払利息	7,441	
為替差損	9,804	
株式交付費	116	
支払手数料	18,031	
雑損失	477	35,871
<b>経常利益</b>		<b>2,438,019</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	284	284
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,437,735</b>
法人税、住民税及び事業税	816,211	
法人税等調整額	31,447	847,658
<b>当期純利益</b>		<b>1,590,076</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,160,100	2,109,651	2,109,651	3,737,269	3,737,269
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）	13,312	13,312	13,312		
剰余金の配当				△151,025	△151,025
自己株式の取得					
当期純利益				1,590,076	1,590,076
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	13,312	13,312	13,312	1,439,050	1,439,050
当期末残高	2,173,412	2,122,963	2,122,963	5,176,319	5,176,319

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	-	8,007,021	△16	△16	8,007,005
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）		26,624			26,624
剰余金の配当		△151,025			△151,025
自己株式の取得	△44,203	△44,203			△44,203
当期純利益		1,590,076			1,590,076
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			267	267	267
当期変動額合計	△44,203	1,421,470	267	267	1,421,738
当期末残高	△44,203	9,428,492	251	251	9,428,743



**[連結計算書類に係る会計監査人の監査報告]****独立監査人の監査報告書**

2022年5月23日

株式会社Fast Fitness Japan  
取締役会御中**PwCあらた有限責任監査法人**

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 昭夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 天野 祐一郎  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Fast Fitness Japanの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Fast Fitness Japan及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

**[計算書類に係る会計監査人の監査報告]****独立監査人の監査報告書**

2022年5月23日

株式会社Fast Fitness Japan  
取締役会御中**PwCあらた有限責任監査法人**

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 昭夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 天野 祐一郎  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Fast Fitness Japanの2021年4月1日から2022年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

**[監査等委員会の監査報告書]****監 査 報 告 書**

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

**1. 監査の方法及びその内容**

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員間で意見交換を行うほか、会社の内部監査室等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、同様の方法で監査を実施いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、招集通知参考書類に記載のとおり、社内プロセスに疑問符が付く場面ありましたが、取締役会の最終意思決定プロセスに問題はなく、今後も透明性の高いガバナンスを目指し、引き続き監視・検証をしてまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 監査等委員高嶋淳の意見

役員選任については、最高意思決定機関である株主総会の結果を真摯に受け止め、適切なガバナンス体制のもと、会社が適正に運営されることが望まれる。

2022年5月23日

株式会社Fast Fitness Japan監査等委員会

常勤監査等委員 高嶋 淳 ㊟

監査等委員 中島 彰彦 ㊟

監査等委員 田邊 るみ子 ㊟

監査等委員 井村 牧 ㊟

(注) 監査等委員中島彰彦、田邊るみ子及び井村牧は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

〈メ モ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 株主総会会場ご案内図

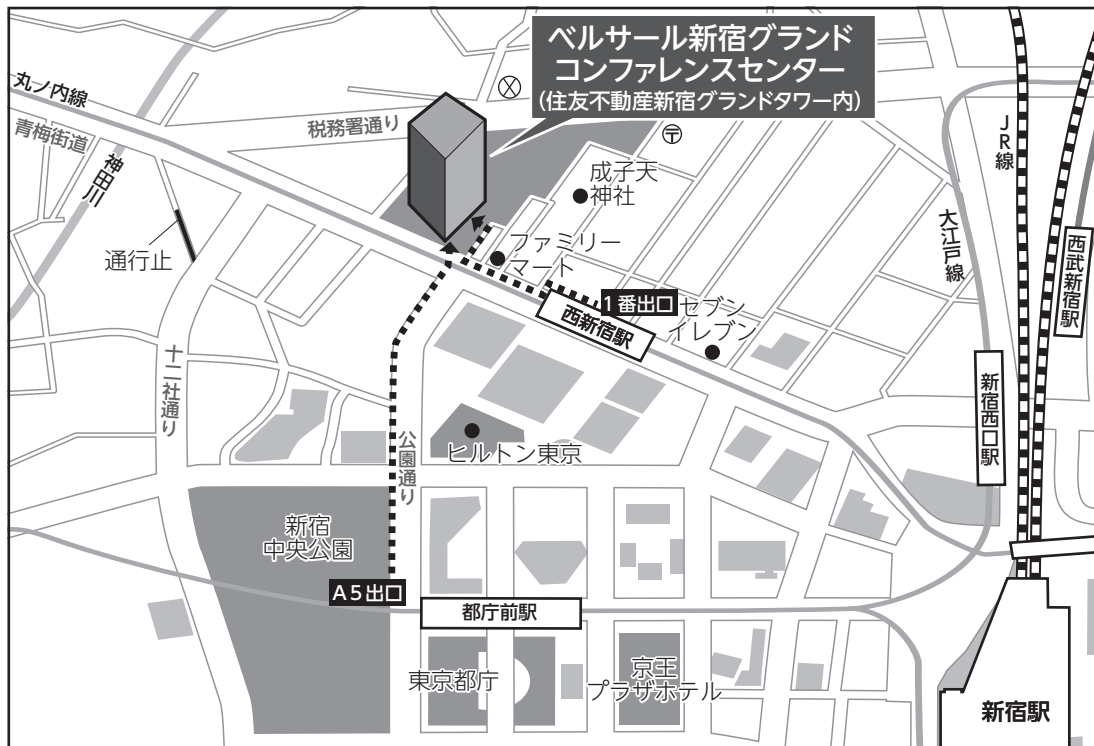
## 会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

TEL 03-3346-1396



## 交通のご案内

- |     |      |           |       |
|-----|------|-----------|-------|
| ● M | 丸ノ内線 | 西新宿駅 1番出口 | 徒歩3分  |
| ● E | 大江戸線 | 都庁前駅 A5出口 | 徒歩8分  |
|     | JR線他 | 新宿駅 西口    | 徒歩20分 |

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。